

コロナ禍での上手な医療のかかり方

問 健康保険課健康増進係
☎801-5820

1. 過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があります。



新型コロナウイルス感染症への感染の懸念から、医療機関への受診を控える傾向が強まっています。医療機関では院内感染防止のガイドラインなどに基づき、感染対策に取り組んでいます。過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性もあるため、必要な受診は行いましょう。

2. コロナ禍でも持病の治療や予防接種・健診などの健康管理は重要です。

発熱や咳、腹痛などの症状は新型コロナウイルス感染症に限りません。それ以外の病気の可能性もあるため、必要な受診を控えると最適な治療が受けられなくなる可能性があります。また、定期的に飲んでいる薬を切らすと、持病が悪化してしまうおそれがあります。予防接種はタイミングを逃さず接種してください。健診も病気の早期発見・早期治療に欠かせません。リハビリも可能な範囲で継続することが大切です。



3. 具合が悪いなど健康に不安がある時は、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

自己判断で受診を控えると、慢性疾患の症状悪化により、新型コロナなどのウイルスに対抗できない状態になることがあります。かかりつけ医に相談しながら持病と健康状態を管理していくことが、新型コロナウイルス対策にとって大変重要です。健康に不安がある時は、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

参考:厚生労働省公式ウェブサイト



長与町特定健診(集団健診)はコロナ対策を十分に行い実施しています。

- ・受診者全員のマスク着用、体温測定、体調確認の問診を実施しています。
- ・完全予約制で時間別に案内し、人数制限を行っています。
- ・待合室、受付場所、健診場所をフロアごとに分け3密を防いでいます。
- ・換気、定期的な消毒を行っています。

※申込方法など詳しくは、本誌のP16をご参照ください。



新型コロナワクチン接種についてのお知らせ(9月30日現在)

問 長与町新型コロナワクチン予防接種センター ☎801-5667 FAX801-5666
平日9時～17時(土日祝除く)

接種費用
無 料
(全額公費)

集団接種を実施します－今年最後です－

対 象 満12歳以上(平成21年11月7日以前生まれ)の方で、1度も接種を受けていない方および1回目にファイザー社製ワクチンを接種して、何らかの理由で2回目の接種ができていない方

※3回目接種についてはあらためて通知いたします。

使用ワクチン ファイザー社製(通常3週間の間隔を空けて2回接種)

接種日時 【1回目】11月6日(土曜日)14時～17時(※14時から15分間隔で予約を受け付けます。)
【2回目】11月27日(土曜日)14時～17時(※1回目と同時刻で自動的に予約されます。)

接種会場 長与町健康センター(高田郷2005-3 ふれあいセンター3・4階)

接種予定人数 約200人 予約開始日時 10月11日(月曜日)9時

予約方法 お手元に接種券を準備し、町ホームページの予約サイトから、または、町コールセンターへ電話で予約をしてください。



◀集団接種
予約サイト

●長与町公式ホームページ 集団接種予約サイトでの予約

接種券の「券番号」の10桁の数字と西暦8桁の生年月日が必要です。

●電話での予約

長与町新型コロナワクチン予防接種センター ☎801-5667(平日9時～17時・土日祝除く)

※予約変更・キャンセルは、接種日の3日前(水曜日)までにご連絡ください。

持 ち 物 ①接種券(クーポン券) ②記入済の予診票 ③本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

・肩を出しやすい服装でお越しください。

そ の 他 ④37.5°C以上発熱している場合や、2週間以内に他の予防接種をした方は接種できません。

⑤接種券紛失の場合、接種券の再発行が必要です。「コロナワクチンナビ」(厚生労働省)から再発行申請が可能です。

飲食店などに対する営業期間短縮要請に伴う協力金について

問 産業振興課 ☎801-5836

	要請期間	申請期間
第1期	8月10日～8月23日	8月24日～10月11日
第2期	8月24日～9月6日	9月7日～10月25日
第3期	9月7日～9月12日	9月13日～11月1日

対 要請期間前日より運営されている食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店および遊興施設(飲食スペースを含むもの)

内 支給金額

事業形態	1日あたりの売上高	支給額
中小企業 (個人事業主含む)	8万3,333円以下	2万5,000円
	8万3,333円超 ～25万円未満	前年度または前々年度の 1日の売上高の3割
	25万円以上	7万5,000円
大企業 (中小企業も選択可)		前年または前々年との比較による本年9月の1日あたりの飲食業売上高減少額の4割 ※上限:「20万円」または「前年または前々年の9月における1日あたりの飲食業売上高の3割」のいずれか低い額

申 店舗が所在する
市町への申請。
詳しくはお問い合わせください。



月次支援金(国)

申・問 月次支援金専用ダイヤル ☎0120-211-240

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、8月27日から9月12日まで長崎市および佐世保市が国のまん延防止等重点措置の対象になったことに伴い、対象措置実施県内の影響を受けた事業所の影響緩和のため国が支援を行います。

対象者 2021年の対象月(8月9月)の売上が、2019年または2020年の対象月(8月9月)の売上と比較して50%以上減少しており、県内の営業時間短縮要請協力金(令和3年度分)の支給対象となっていないこと

支給金額 中小法人:上限20万円/月 個人事業主:上限10万円/月

申請方法 オンライン申請:月次支援金ホームページで申込
サポート会場での申請:月次支援金専用ダイヤルに電話予約

申請期限 8月分 10月31日(月) 9月分 11月30日(火)

※長与町では国の月次支援金について申請受付・相談などを受けできません。

初回の申請に際しては、申請IDの発行、登録確認機関(西そき商工会など)における事前確認が必要です。

詳しくは月次支援金ホームページでご確認ください。



◀月次支援金
ホームページ

長与町事業継続支援金第5弾

問 産業振興課 ☎801-5836

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県下全域への特別警戒警報や県独自の緊急事態宣言の発令、長崎市・佐世保市内へのまん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、県下による不要不急の外出、移動自粛要請により直接の影響を受けたことなどで、事業収入が減少した町内中小事業者に対し、県と共同して支援を行います。

対象者 令和3年8月6日時点で、町内に本社がある法人もしくは住民登録がある個人事業主で、令和3年の対象月(8月9月)の売上が、令和元年または令和2年の対象月(8月9月)の売上と比較して20%以上50%未満減少しており、月次支援金や県内の営業時間短縮要請協力金(令和3年度分)の支給対象となっていないこと

※50%以上減収している場合は対象とならないため、国の月次支援金をご検討ください。

※影響を受けたことの証明や減収等の各種要件があります。

支給金額 上限10万円/月×最大2ヶ月

申請方法 西そき商工会長与支所へ原則郵送 ☎801-4236・801-4237
(申請書は町ホームページでダウンロード可)



申請期限 10月8日～11月30日(消印有効)

認証制度補助金について

問 産業振興課 ☎801-5836

認証制度の認証取得に向けた適正な感染防止対策を講じるために行う設備投資等に要する備品・機械装置等購入費が対象となります。(上限10万円)



認証店一覧(9月21日現在)

- ・料亭 うら川 ☎883-1662
- ・麺也オールウェイズ 長与店 ☎887-3040
- ・居酒屋 めぐみ ☎856-5437
- ・焼肉竹林 長与店 ☎865-8255
- ・一麺亭 長与店 ☎865-8422